



谷口 より子

市政改革通信 vol.

谷口 より子
 玉野市議会議員
 1969年2月19日生まれ
 日本福祉大学 社会福祉学部 部卒
 2007年4月初当選 1期目
 所属委員会：厚生委員会
 所属会派：未来

編集・発行 玉野市議会議員 谷口より子 〒706-0013 玉野市奥玉3-5-7
 TEL：0863-21-5166 FAX：0863-21-3485 E-mail：info@yoriko-taniguchi.net

URL：http://www.yoriko-taniguchi.net/ BLOG：http://blog.yoriko-taniguchi.net/

【平成20年度 当初予算が決定しました】

3月定例会市議会にて平成20年度当初予算が決定しました。
 総額601億5,042万円 その内訳は、一般会計209億2,800万円（前年度比6.4%増）；特別会計9会計290億6,430万円（前年度比17.2%減）；企業会計3会計101億5,812万円（前年度比11.6%増）の計上が可決されました。主要施策事業のうち新規・拡大事業の一部を下に抜粋します。

特別会計は、国民健康保険事業・競輪事業・海洋博物館事業・土地区画整理事業・土地埋立造成事業・老人保健医療事業・公共用地取得事業・介護保険事業・後期高齢者医療事業の9会計、企業会計は、病院事業・水道事業・下水道事業の3会計です。

《平成20年度当初予算 主要施策事業（新規・拡大事業の一部を抜粋）》

一般会計

- 「協働のまちづくりの指針」策定…「市民が主役のまちづくり」をすすめるためのルールの策定に向けた検討・協議が行われます。
- 国際交流事業助成金…玉野青年会議所主催の統営青年会議所との姉妹縁組35周年記念事業に対し、(財)自治体国際化協会助成金を交付。
- グロスターホームステイ事業…今年度より米国グロスター市との姉妹都市交流を再開。寄付金を財源とし隔年で実施予定。
- 災害時要援護者登録調査…災害時に自力避難が困難となる要援護者登録に向けた実態調査が実施されます。
- 発達障害者支援体制整備事業…発達障害者支援コーディネーターを配置、乳幼児期～成人期までに対応する支援体制が整備されます。
- こども医療費助成事業…保険診療による医療費の自己負担分の助成期間が、義務教育就学前 小学校3年生までに拡充されます。
- マイ保育園サポート事業…2歳未満の子どもを持つ家庭や妊産婦対象に一時保育・育児相談等のサービスが行われます。
- 食育推進計画策定事業…家庭・学校等における食育推進等促進のためH21年度を初年度とした「玉野市食育推進計画」が策定されます。
- 産褥期ヘルパー派遣事業…利用機関が産後・退院後1ヶ月 1年間に拡大されます。
- 農地・水・環境保全向上対策事業…地域住民の参画による農地・農業用水等の保全活動に対する助成（イノシシ対策費等）
- ビーチライフ事業開催負担金…国交省所管の海辺を利用した各種スポーツ等、年間を通したイベント「ビーチライフ」開催負担金
- 自主防災組織活動補助…結成後の自主防災組織の強化・育成を図るため、組織単位のハザードマップ作成費用等を補助。
- 障害児教育支援員配置事業…市内幼稚園・小・中学校への配置が本年度より9名増員、計19校に27名の配置となります。
- 35人学級実施事業…小学校低学年の学力の定着・向上を図るため、市内全域の小学校2年生について、35人学級が実施されます。
- CAPプログラム導入…子どもへの暴力防止・人権教育プログラム(CAPプログラム)が導入されます。
- トップアスリート招聘事業補助…各種スポーツイベント開催にかかる全国トップレベルのチーム・選手等の招聘経費等を補助。

特別会計

- (介) 介護予防生活機能評価事業…65歳以上の方対象に生活機能評価を実施。
- (介) 介護給付費用適正化事業…要介護認定やサービス提供体制等の適正化、介護報酬請求の適正化等が実施されます。
- (高) 後期高齢者医療事業…75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度新設に伴う予算措置。

《コメント》

市長は「市政運営の基本方針」の中で、「今年度からは『攻めの市政』へと舵を切る。」と言及されているとおり、道路補修や耐震改修、施設改修にもより多く予算が計上。安心、安全面の整備がより充実されます。また子育て支援、教育面で新たな事業が始まる等、安心して子どもを生み育てることのできる環境整備が一步前進します。またトップアスリート招聘事業やグロスター市ホームステイの再開等といった、未来を担う子どもたちが希望や夢を抱ける事業は、これからも増やしていけるよう知恵を絞っていきたいと考えています。

3月定例会市議会一般質問（要約）

6月議会から連続登壇！3月議会も質問の壇上に立たせていただきました。

【質問内容】

- 商店街空洞化対策について
 - 「ちち ばす」の活動について
 - 各店舗への実態調査、空き店舗情報について
 - 商店街空洞化対策への具体的施策について
- 市民協働のあり方について
 - これからの地方自治・地方分権のあり方について
 - 今後のコミュニティの担う役割について
 - 市民センターの機能強化について
 - ボランティア・NPOとの協働について
 - 「NPO」のとらえ方について
 - 「スマイル！たまの」について
 - 市職員のあいさつ実践について



3月議会一般質問壇上にて

《コメント》

商店街空洞化対策について

：私は、今後の高齢化の進行を考えると、高齢によって運転免許、また車を手放す方も増えてくることが想定されることから、身近に買い物のできる商店街を守ることが必要であると考えています。
 「ちち ばす」とは、関東地方の大学生グループが地元の若者と地域の魅力について考える「ちいき発ちきゆう行きバス」の略で、この発起人であった学生さんが、島根県川本町で古本屋を創業。地元の皆さんの集いの場となり、また障害者の雇用の場ともなっている等、「ちち ばす」メンバーが地域活性化に一役買っているといったいくつかの事例があることから、「ちち ばす」ルートのひとつともなっている玉野市におけるメンバーと連携した商店街活性化を中心に質問しました。ひとの行き交う商店街にするためには、例えば他市町村では、空き店舗を子育ての拠点としたり、また高齢者の集うサロンを設ける等、その波及効果で活性化している事例があります。これは次の「協働」の質問にも絡んでくるのですが、今後はまちづくりのためのNPO法人を立ち上げやすい土壌をつくり、今回お答えいただいた補助金等を上手に活用し、「ちち ばす」メンバーの外から見た視点も取り入れつつ、官民協働での商店街の空洞化対策が必要であると考えています。

市民協働のあり方について

：玉野市では、他市に誇れる「協働のまちづくり」の実現をめざし、来年度を目途にそのルールである「協働のまちづくりの指針」の策定を予定しています。この「協働のまちづくり」について、2月中旬に市内の各市民センター（田井地区を除く）で地域懇談会が開催され、私も玉市民センターへ傍聴に伺いました。しかし大変残念ながら、なぜ「協働」が必要なのか という根本的な部分の説明が不十分であったように感じていました。最終的に「では、玉野市のめざす『協働』とは！？」という部分への疑問がのこりました。
 地方分権による権限・財源の移譲により、各自治体には国依存型からの脱却 「自己決定」「自己責任」による行政運営が求められることとなります。今後激しさを増すことが予想される自治体間競争を生き抜くためには、地域の特性を生かしたまちづくりを行うことが必要になってきます。そのためには、地域の実情をよく知る地域住民＝市民が主体として行政と一緒にまちづくりについて考え、協力しあって取り組むことが必要であり、それが「協働」であると、私は考えます。具体的には「地域主権」つまり、地域コミュニティに予算裁量権をもたせ、地域の実情を考え、本当に必要とする事業を行っていくべきであるというのが、私の考えであり、まさに私が掲げている「真の住民自治」であります。
 この4月からは、「協働のまちづくりの指針」策定委員会において、市民を代表する14人の委員の皆さんが、真っ白な状態から自由に議論をするところから方向性を見出し、ひとつのものを練り上げていく作業に入られており、本当の意味での、他市に誇れる玉野市独自の指針が策定されることを心から願っています。

「スマイル！たまの」について

：以前に質問した「市職員のあいさつ実践」がなかなか改善がみられず、相変わらず市民の皆さんから苦情の声をいただくことが多く、検証の意味をこめて質問させていただきました。小さなこととはいえ、あいさつというのはひとつとしての基本です。また、「市民協働」をめざすのであれば尚のこと、「市役所は市民の役に立つところ」であるという意識を常に持って職務に臨む必要があるのではないのでしょうか？
 市政運営の基本方針の冒頭で、「『スマイル！たまの』をキーワードに、誰にも笑顔がうかがまのの実現に努めます。」と示されていますが、そのためにはまず市役所全体が笑顔あふれる場所になる必要があると考えています。これからも検証につとめてまいります。

ぜひ裏面もお読み下さい。

後期高齢者医療制度がスタートしました

この4月から後期高齢者医療制度がスタートしました。

この制度は、岡山県では県内全市町村が加入する「岡山県後期高齢者医療広域連合」が運営。75歳以上（一定の障害のある65歳以上）の方全てが対象となります。

今まで75歳以上の方は、国保加入者、被扶養者であれば政管健保や組合健保等それぞれの被用者保険加入者とそれぞれ保険がバラバラであった上に、給付の部分は老人保健制度と、医療制度が複雑であったのをそれぞれ一本化するという目的もあるようですが、最大の目的は高齢者医療費の抑制にあります。

私は、この制度の中身が明らかになればなるほど、「何という制度だ！」と憤りを感じました。

この制度では、後期高齢者の診療報酬は低く抑えられているため、一見患者側にはメリットがあるように感じられますが、医師側のサービスが低下 自ずと「粗診粗療」となり、患者側にとってもお世辞にも良いといえる制度ではありません。また経営難に陥る病院・診療所も増えてくるのが想定され、今まで安心してかかっていた病院・診療所がなくなってしまう恐れもあります。

例えば、75歳以上で糖尿病など13の慢性疾患を「主病」とする外来患者が対象となる「後期高齢者診察料」これは「外来主治医制度」ともいわれ、慢性疾患を抱える患者を原則1人の主治医が一元管理し診察するというもので、検査・画像診断・処置・医学管理等の診療報酬は総額で1ヶ月6千円の定額制になっています。

これは「いつでも、誰でも、どこへでも」という医療機関へのフリーアクセス権を阻害することとなり、また主治医が休診や時間外の場合、負担増を心配した高齢者が別の医療機関にかからず我慢し、重症となってしまうおそれもあります。また、定額の6千円を超える部分については医療機関の持ち出しとなり、必要な診療や検査等を受けられなくなるおそれもあります。こうしたことから、岡山県医師会では、理事会で本制度への反対決議を行い、決議文を内閣や衆参両議長、厚労省、日本医師会等に送付。また全国各地の医師会でこの「後期高齢者診察料」に対して拒否の動きが広まっています。

さらに今後心配されるのは、「現役並み所得者」の判定にかかる経過措置として、7月までは老人保健制度と同様に、後期高齢者医療被保険者及び同一世帯の70歳以上の方の所得と収入により判定されていますが、経過措置のなくなる8月以降の「現役並み所得者」とされる方々の自己負担割合についてです。

今まで国民健康保険（以下、国保）では、被保険者1人の課税所得が145万円以上あっても、被保険者2人以上の世帯の場合は年収合計520万円未満、被保険者1人の世帯の場合は年収383万円未満であれば、申請すれば1割負担になっていました。一方で、後期高齢者医療制度における「現役並み所得者」の基準は、同じ世帯の被保険者が1人の場合は383万円未満、2人以上の場合は520万円未満となっており、一見変わらないように見えます。しかしひとつ例をごらん下さい。

夫が75歳で後期高齢者医療制度の被保険者で年収が390万円、妻が72歳で国保の被保険者で年収110万円の世帯の場合・・・

～3月 ご夫婦いずれも国保被保険者で2人の年収合計が500万円 520万円のため、申請によってご夫婦とも1割負担でした。

4月～ 夫が後期高齢者医療制度の被保険者となり、「被保険者1人の世帯」とみなされるため、年収390万円 > 基準額383万円 で「現役並み所得」に該当するため3割負担になります。

このように、後期高齢者医療制度へ世帯から1人が移ることで、今は経過措置のため今までどおりの1割負担ですが、措置が切れた8月以降、上の例のように3割負担になってしまう方もありますが、一部報道によると、このことが周知徹底されていないようで、再び混乱をきたすのでは！？と懸念しています。

さらに、この4月からスタートした40～74歳の方対象の「特定健診・特定保健指導」(いわゆる「メタボ健診」)とセットで医療費の大幅抑制・削減を図る狙いがあり、2012年までに一定の健診受診率・指導実施率をクリアしないと、各市町村や健保組合等が拠出する後期高齢者支援金にペナルティが課せられることとなります。そのしわ寄せが40～74歳の方が負担する保険料の引き上げに及ぶのは、火を見るより明らかです。

その他にもまだまだ問題はありますが、後期高齢者医療制度が「姥捨て山制度」といわれるのは、こうしたゆえんです。対象者である高齢者だけでなく、医師の側からも非難の声が挙がっています。

先の3月定例議会で、所属する厚生委員会にて本制度に関する請願について審議を行った結果、「後期高齢者医療制度に関する意見書」提出が採択され、議会最終日に可決。岡山県後期高齢者医療広域連合長宛に提出されました。しかしこれは終わりではありません。本制度が「弱者いじめ」ではなく、今までこの平和な日本を築いてきて下さった高齢者の皆さんにとって良い制度となるよう、制度改正を求めてまいります。

私は、「政治は弱者のためにある」をモットーに、声なき声の代弁者として全力で頑張っております。

【 視察レポート 1月～4月 】

超党派の議員有志で、4/17(木)に以下の2自治体を訪問させていただきました。

大阪府池田市「日本初池田発地域主権」

：池田市では、平成18年4月に「池田市みんなでつくるまちの基本条例」が施行され、平成19年度6月29日に「池田市地域分権の推進に関する条例」が施行 これによって個人住民税の1%であるトータル7,000万円、各地域コミュにそれぞれ6～700万円の予算提案権をもたせる地域主権を実現しました。

11校ある小学校単位で公募の委員による準備委員会を開催、各地域でコミュニティ推進協議会が発足。市職員の中から募集した地域分権・地域サポーターを各コミュに張り付け、各地域でどういったことにお金を使うかを検討し、提案。市当局でまず内容の検討・調整を行った上で、新年度予算案として議会にて審議 という流れになっています。今年度予算から予算提案権が付与されており、玉野市よりかなり先進的に取り組まれています。



池田市議会議長のご挨拶を拝聴

兵庫県川西市「子どもの人権オンブズパーソン条例」

：「子どもの人権オンブズパーソン」とは、子どもの立場になって子どもに関する問題の解決を支援する公的第三者機関で、具体的には、

子どもや親から相談を受ける 専門家(大学教授、弁護士など)が独自調査を行う

子どものフォロー・学校などとの調整を行う 必要に応じて意見を表明したり、勧告を出したりする

というもので、子どもだけでなく、大人も活用することができます。

全国的に子どものいじめや、いじめが原因であると思われる子どもの自殺が相次ぎ、川西市では、当時の市長が教員出身であったことから、平成7年から、「子どもの人権と教育 検討委員会」を設ける等、どうすれば「子どもの権利条約」を生かして、いじめや体罰、虐待等から子どもを守ることができるのかを検討、平成10年に全国初の「子どもの人権オンブズパーソン条例」が制定、この条例に基づき、平成11年に第三者機関であるオンブズパーソン3名が市長から任命され、次の職務にあたられています。

子どもの人権侵害の救済に関すること。子どもの人権の擁護と人権侵害の防止に関すること。

それらのために必要な制度の改善などを市長などに提言すること。

この全国に先駆けた制度、ユニセフの研究員の方も高く評価されているということですが、こういった将来を担う子どもたちを守り、すこやかな成長を支える施策の重要性、そして国に任せるのではなく自治体独自でこうした施策を行うことの有用性を改めて実感しました。

【 編集後記 】

谷口より子の「市政改革通信 vol. 」を最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。皆さまからの負託をいただき、早いもので1年経ちました。この間、ただがむしゃらにひた走ってまいりました。皆さまのもとへなかなかお伺いすることができず、本当に申し訳ございませんでした。選挙期間中に訴えてまいりました「議会の情報開示の徹底」は、政務調査費の減額・領収証の添付義務化及び使途基準の指針が設けられ、また議会の対外TV中継・インターネット中継も実現し、より透明な議会へと生まれ変わりました。議会本来の機能である「条例制定機能」についても、議員提案の実現に向けて、今、超党派で勉強を行っているところです。視察もその一環として行かせていただきました。

議会報告にも書いたとおり、玉野市は、「協働のまちづくり」実現に向けて本格的に動き始めました。いよいよ市民が主役となる玉野市へと歩みはじめたのです。「市民」と「市」と「議会」それぞれの役割が明確化されることとなる中で、私たち議員はどうしていかなければならないか ひとりひとりが真剣に考えなければなりません。

ここ最近強く感じていることは、議員の仕事は、とにかく声をお聞きすることにある ということです。皆さまの声をお聞きすることから、さまざまな課題やまた今後へのヒントなどいろんなことが見えてきます。これからは皆さまとの対話を重ねることに可能な限り力を注いでまいりたいと考えています。どうか今後とも宜しく願い申し上げます

市政・市民相談受付中！

TEL:090-6433-5166

どんな小さなことでも結構です。ぜひお気軽にご相談下さい。 E-mail:info@yoriko-taniguchi.net

>>>最後までお読みいただき、ありがとうございました。ご意見・ご質問等ございましたら、ぜひお寄せ下さい。